

人身の自由を保障するために
- 日本国憲法を何回も読み直そう -

開倫塾

塾長 林 明夫

1. はじめに

おはようございます。開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」をお聴きいただき、ありがとうございます。

ゴールデンウィークの真ただ中である明日5月3日は、日本国憲法が制定された憲法記念日です。この「開倫塾の時間」では、およそ2年に1度この時期に「憲法」のお話をさせていただいています。

私は、慶應義塾大学時代と大学を卒業後も司法研究室で研究生として7年間も法律を勉強し、また、学習塾を始めてからも憲法をずっと学んできました。参議院の憲法調査会で日本国憲法の下での平和と安全保障について公述人として、意見を述べさせて頂いたこともあります。日本国の主権者である日本国民として憲法の勉強は非常に大事ではないかと思っています。そこで今日は、明日の憲法記念日に先駆けて、日本国憲法について皆様とご一緒に少し勉強させていただければと思います。

2. 人身の自由を保障するために - 日本国憲法を何回も読み直そう -

(1) 憲法は、中学校3年生の公民や、高校3年生の政治経済で学んだ後、最近はあまり読んだことがない方が多いのではないのでしょうか。日本国憲法に日本国の基本法としていろいろなことが明記されています。とりわけ、3つの大事な原則があります。1つは、「国民主権」です。国の運命を決めるのは、主権者である国民であるという考えです。2つめは、「平和主義」です。日本は平和の国に徹しようということで、自衛隊は存在するがそれは国を守るものであって攻めていくものではないとしています。3つめは、どこの国の憲法にも明記されていますが、「基本的人権の尊重」です。

(2) 基本的人権の尊重には、表現の自由や法の下での平等などいろいろありますが、その中の最も古典的あるいは基本的といえる「人身の自由」についてお話をします。

専制主義が支配していた時代には、恣意的な刑罰権の行使によって身体の自由・人身の自由が不当に踏みにじられ、不法な逮捕や監禁、拷問などが行われました。しかし、身体の自由・人身の自由の保障がなければ、ほかのいかなる自由権も存在しません。そこで近代憲法は、過去の歴史を踏まえて、人身の自由を保障するさまざまな規定を設けるのが通例になっています。

日本国憲法も、一番代表的な第18条から始まって第31条からあとに、ほかの国の憲法には見られないくらい細かく人身の自由に関する規定を置いています。これは非常に珍しいことなので、少し説明させていただきます。

憲法第18条では、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除

いては、その意に反する苦役に服させられない」と定めています。人間の尊厳に反する非人道的な自由の拘束の廃絶を、ここで謳っているわけです。これは非常に大事なことで、監獄部屋・本人の意思に反した労役などを強いてはいけないということです。

第 31 条のあとには、適正手続きという細かな規定がありますので、そのさわりを紹介します。日本国憲法のように憲法で詳細に人身の自由を保障するために適正手続きを規定するのは非常に珍しいとされています。

(ア)第 31 条には「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」とあります。法律の定める手続によらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、またはその他の刑罰を加えられないということです。「何人も」とありますから、外国人も含まれます。

(イ)第 33 条は「逮捕の要件」で、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」となっています。司法官憲とは裁判官のことです。現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ理由となっている、これはこのような犯罪だよと明示する令状によらなければ逮捕されることはないということです。

現行犯は目の前で犯罪を行っているわけですから令状なしにその場で逮捕されても仕様がありませんが、そのほかの場合は逮捕には令状が必要だということです。

(ウ)第 34 条には「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」とあります。これは、弁護士を依頼する権利があるということです。

(エ)そして、「又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」と続きます。なぜ逮捕されたか・拘禁されたかの理由を、公開の法廷で示すことが必要だということです。このようなことも、よく覚えておいたほうがよいと思います。

(オ)第35条はもう少し細かなことで、住居等に侵入する場合には、正当な理由に基づいて発せられ、かつ搜索する場所及び押収するものを明示する令状によらなければ、搜索または押収してはいけないとあります。

このようなことはないでしょうが、もし皆様のところに警察の方が来られて家の中に入れて下さいと言うときには、「捜査令状はありますか」とお聞きする権利があるということです。このことも覚えておくとよいですね。

(カ)このほかにも、「裁判所で公平な裁判を受ける権利のあること」

(キ)「刑事被告人はすべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、また、公費で自分

のために強制的な手続きによって証人を求める権利がある」こと、

(ク)「刑事被告人はいかなる場合にも資格を有する弁護人を依頼することができる」こと、

(ケ)例え殺人犯であっても資格を有する弁護人を依頼することができ、被告人自らがこれを依頼することができないときは国でこれを附することなどが明記されています。詳細は刑事訴訟法に書かれていますが、誰にでも弁護士を依頼する権利があるのです。

(コ)さらに、「何人も自分に不利益な供述を強要されない」こと、「強制・拷問もしくは脅迫による自白または不当に長く抑留もしくは拘禁されたあとの自白は証拠とすることができない」ことも日本国憲法にははっきりと書かれています。

3. おわりに

このように憲法は非常に大切な法律ですので、皆様もよく読んでいただき、自分の身は自分で守ることを考えていただきたいと思います。

[コメント]

足利事件のような冤罪を二度と再びおこさないためにも、憲法的人身の自由の規定をたえず読み返し、国民も、また、公務員も自分のものとするのが大事かと思う。

- 2009年9月16日林明夫記 -